

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>聴取費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	4月1日に行われた県政報告会と静岡県政地方自治について講演		
年月日	R7年 4月1日	金額	16,500円

目的	SK 駅前ホールにて県民に静岡県政地方自治について講演を行った。
使途	会場費
政務活動・ 県政との 関連性	文教警察委員会・令和7年当初予算について県政報告と参議院議員中田宏氏が地方自治についての講演を行った。
《領収書貼付枠》	

領 収 証

小沼ひであき 様 No. 30

¥ 33,000

但 SK駅前ホール利用料(県政報告会) 4/1 利用分

入金日 R7年 4月 1日 上記正に領収いたしました

施設名 SK駅前ホール・キッズランドUKIUKI(か)

施設管理者 かけがわ街づくり株式会社(か)

〒436-0077 静岡県掛川市駅前4番地の4(か)

SKしんきんプラザ4F(か)

TEL 0537-61-1151

T 2080401014556

収入
印紙

内訳
税抜金額 30,000
消費税額等(10%) 3,000

按分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 1/2に案分する	33,000円	50%	16,500円
		1/2	

活動概要書 (県政報告会)

2025年 4月 1日

会派名・議員氏名 自民改革会議 小沼 秀朗

活動名	県政報告会			
活動概要	1 参加日時	2025年4月1日 19:00~20:00		
	2 場所	SK 駅前ホール 掛川市駅前4番地の4 SK しんきんプラザ4階		
	3 参加者	掛川市民 約80名		
	4 内容	静岡県政を掛川市民に対し広く伝える会を開催した。		
	後援会役員の挨拶もあつため、按分率は、1/2とする。			
経費	項目	政務活動費支出額	領収書番号	内容
	会場費用	16,500 円		県政報告会に使用した会場費用
	合計	16,500 円		
備考	添付書類： 県政報告会お知らせ・県政報告会次第			

※ 概要書は、「県政報告会の開催」を行った場合に提出する。

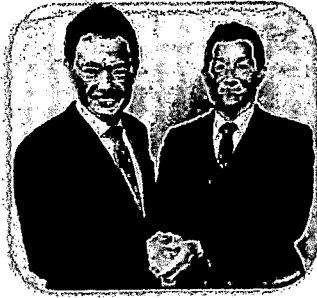
令和7年4月1日

小沼ひであき県政報告会

次 第

司会 

- | | | |
|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 開会 司会者 | 19:00 |
| 2 | 県政報告
「文教警察委員会・令和7年度静岡県当初予算」 | 19:01 |
| 3 | ゲスト講演・参議院議員中田宏氏
「地方自治について」 | 19:30 |
| 4 | 閉会 司会者 | 19:59 |



令和7年3月吉日
静岡県議会議員
小沼 秀朗

「小沼ひであき県政報告会」のご案内

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度「小沼ひであき県政報告会」を、以下の通り開催させていただきます。令和6年度「文教警察委員会委員長」として活動した内容や、「令和7年度静岡県当初予算」について等、ご報告させていただきます。

また、ゲスト講師には、中田宏参議院議員にお越しいただき「地方自治」についてご講演いただく予定です。

年度はじめのお忙しい中かと思いますが、是非、より多くの皆様方にもお声掛けいただき、ご臨席賜れば幸いです。

記

日時	令和7年 4月1日(火) 19時開始 (20時終了予定)
場所	掛川市駅前4番地の4 SKしんきんプラザ 4階ホール
講師	環境副大臣兼内閣府副大臣中田宏参議院議員

問い合わせ先:小沼ひであき事務所

TEL XXXXXXXXXX

整理番号

3-11-4-2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	議員総会のための交通費		
年月日	R7年4月11日	金額	3,460円

目的	県庁にて議員総会の為。
使途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東海道新幹線)
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて議員総会を行った。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>領 収 書</p> <p>Receipt _____ 様</p> <p>領収年月日 2025.-4.11 登録番号: T3180001031569</p> <p>金額 ¥3,460 (消費税等込み) 税10%</p> <p>〔クレジット扱い〕</p> <p>購入商品 JR乗車券類 (40312 4枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅-MV2発行 50313-01</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 </div> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,460円	1/1	3,460円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気料 4 月 分		
年月日	R7年4月 15日	金額	13,440 円

目的	政務活動を行うための事務所電気料
用途	事務所電気料 R7年4月 分 (電気動力使用料、電気代)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(070404)

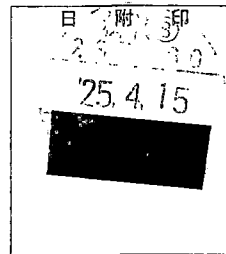
口座記号番号	00100 5 900116	加入者名	中部電力ミライズ株式会社
令和 7年 4月分ご使用期間	3月 6日~ 4月 3日 (日程 04)		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)	2443 円
金額	2 6 8 8 0		
ご依頼人氏名	小沼秀朗 事務所 様		
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
とくとくプラン	kVA 16	kWh 130	8783
ビジとくとくプラン	kW 13	kWh 158	18097

お支払期日は **5月 7日** です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。
 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
 払込用紙の有効期限は **5月 27日** となっております。

中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター
0570-048-155
 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 1/2に案分する	26,880 円	1/2	13,440 円

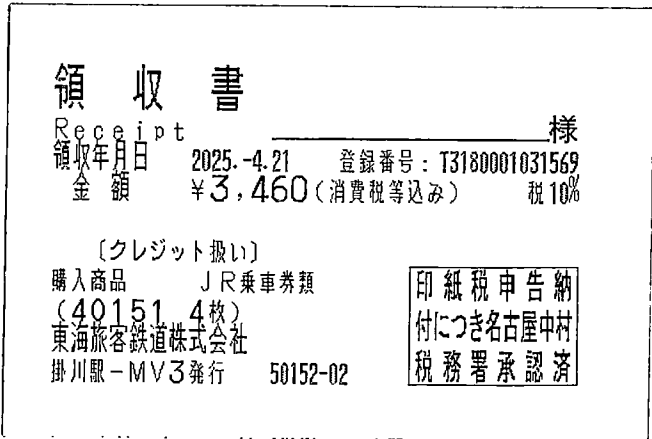
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	2月定例会の書類整理の為の交通費		
年月日	令和7年4月21日	金額	3,460円

目的	2月定例会の書類を整理する為。
使途	交通費(掛川⇒静岡 東海道新幹線)
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて2月定例会の書類の整理を行った。

〈領収書貼付枠〉



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,460円	1/1 100%	3,460円

年 月 日		記号	お支払い金額	お預がり金額	差し引き残高	備考
3						
4						
5						
6	07-04-23	BF	*10,000	SMBC(リンリホフマ)		
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						

◎記号の説明
 AA, AF入金
 FA, FF振込
 C0, 1, 2, 3, 4...他店券入金
 TF, TO取立
 BA, BF支払

(上記最終差引残高新通帳へ繰越)
 ◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。
 ◎「カリキテウ」と印字されたお取引は仮の記帳です。後日、記帳されていないお取引とともにご記入いたします。なお、残高はこの通帳の最終残高です。

9

9

倫理法人会規程

(総則)

- 第1条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第2条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

(目的)

- 第3条 実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

- 第4条 前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
 1. 倫理経営の普及
 2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催
 3. 富士高原研修所での各種セミナーの受講推進
 4. その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

- 第5条 構成員は次に定めるものとする。
 - ① 当所正会員で本会に登録した者
 - ② 当所一般会員で本会に登録した者
- 第6条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第7条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第8条 会員は次の場合、退会とする。
 1. 会員からの申し出による時
 2. 会員である法人が解散したとき
 3. 除名されたとき
 4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、退会したものとみなす。
- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
 1. 定款その他の規則に違反したとき
 2. 当所や本会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為をしたとき
 3. その他除名すべき正当な事由があるとき

- 第10条 会員間の金銭の貸借および前取引などのトラブル、民事事件や刑事事件などについては、当所および本会は一切責任を負わないものとする。

(組織)

- 第11条 都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の認可を要する。
 1. 会長以下必要な役職者（規程第14条）を置く。
 2. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表する、正会員となる。
 3. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と称する。
 4. 1千社を超える都道府県は地区を組織できる。地区は、原則として5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
- 第12条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
 1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
 2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
 3. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。
- 第13条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協働の上、適否を決定し、担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
 1. 正倫理法人会の場合
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
 2. 準倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
 3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、当所の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役職)

- 第14条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。

- 7. 監査 1～2名
- 8. 地区長 各地区1名
- 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。
- 10. 各委員長 1名
- 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
- 12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
- 13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。
- 第15条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 2名以内
 3. 専任幹事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
 7. 監査 1～2名
 8. 幹事 10名以上を原則とする。
 9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。
- 第16条 任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 第17条 原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第18条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- 第19条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
 1. 当所の名誉を傷つけた場合
 2. 運営・活動を妨げた場合

(運営)

- 第20条 担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第21条 必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第22条 活動資金は、助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第23条 年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第24条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(補則)

- 第25条 諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の前取引を禁じる。また、会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘および普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第26条 公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
 1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。

附則



- (改廃)
 - 1 本規程の改廃は、常任理事会の議決によって行なう。
- (実施日)
 - 2 本規程は、令和5年9月1日より実施する。
- (廃止)
 - 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。
- (沿革)

制定	平成25年 9月 2日	
改正	平成28年11月22日	一部改訂
	令和 3年 3月27日	一部改訂
	令和 5年 6月28日	一部改訂

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	2月定例会の書類整理の為の交通費		
年月日	令和7年4月25日	金額	2,820円

目的	2月定例会の書類を整理する為。		
使途	交通費 (掛川 ⇄ 静岡 東名高速道路)		
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて2月定例会の書類の整理を行った。		
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。 </p> <p>領収書</p> <p>料金所 掛川</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>25年 4月25日16時51分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>※通行料金の消費税率は10%です</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 静岡</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 登録番号: T4180001056169 取扱番号204-01161622-00</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>ご利用ありがとうございます。 </p> <p>領収書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用にならないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>25年 4月25日11時52分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,410-</p> <p>※通行料金の消費税率は10%です</p> <p>(現金)</p> <p>-入口料金所- 掛川</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 登録番号: T4180001056169 取扱番号203-00911115-00</p> </div> </div>			

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,820円	1/1 100%	2,820円

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

3-11-4-7

請求先名： 小沼 秀朗 様

発行日 2025年 4月 11日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: [REDACTED]
Billing number

請求月： 2025年3月分 (2025年3月1日~2025年3月31日ご利用分)
Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 2年 0ヶ月 * *		
	基本料 基本プラン (音声) [3月 1日~ 3月 31日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	7,520	10%
	割引 家族割引 (6.0円 × 10.0%)	-60	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-7,460	10%
	定額料 データプラン20GB (スマホ)	2,580	10%
	通信料 データ通信 (4G・LTE/5G) @0円/513.606Pkt (通信量合計 513606Pkt [0.07GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS) (他社宛)	3	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 10.0%)	-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	5,366	
	* * ご契約電話番号 [REDACTED] * *		
	端末代 分割支払金/賦払金	410	対象外
	計	410	
	小計	5,776	
	課税対象額 計	5,366	
	課税対象 10%	5,366	
	消費税等 計	536	
	消費税等 10%	536	
	課税対象外 計	410	
	ご請求金額	6,312	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1/ 1頁)
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

請求先名： 小沼 秀朗 様

発行日 2025年 4月 11日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number

請求月 : 2025年3月分 (2025年3月1日~2025年3月31日ご利用分)
Month of Issue

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
090-6465-0700	前月ご請求内訳でお知らせの通り、前月分との合計6,568円を引落しさせていただきます。 * * * 契約期間 3年 5ヶ月 * * *		
	基本料 基本プラン (音声) [3月 1日~ 3月31日]	980	10%
	通話料 基本プラン (音声)	1,120	10%
	月額料 定額オプション+	1,800	10%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-1,120	10%
	定額料 データプラン3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 S1メール (MMS) @0円 19Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G/LTE/5G) @0円 2,089.277Pkt (通信量合計 2,089.296Pkt [0.25GB])	0	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	2,983	
	小計	2,983	
	課税対象額 計	2,983	
	課税対象 10%	2,983	
	消費税等 計	298	
	消費税等 10%	298	
	ご請求金額	3,281	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> (1 / 1頁)
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

請求先名： 小沼 秀朗 様

発行日
ソフトバンク株式会社 (ソフトバンク)
登録番号:T9010401052465

請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number

請求月： 2025年2月分 (2025年2月1日～2025年2月28日ご利用分)
Month of Issue


電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
090-6465-0700	今月のご利用分は5,000円未済でしたので、次月分と合せて引落しさせていただきます。 *** ご契約期間 3年 4ヶ月 *** 基本料 基本プラン (音声) [2月 1日～ 2月 28日]	980	1.0%
	通話料 基本プラン (音声)	700	1.0%
	月額料 定額オプション+	1,800	1.0%
	無料 定額オプション+ 無料通話分	-700	1.0%
	定額料 データプラン3GB	1,500	1.0%
	割引 小容量割	-1,300	1.0%
	通信料 SIメール (MMS) @0円 184Pkt	0	1.0%
	通信料 データ通信 (4G LTE/5G) @0円 15558.67Pkt (通信量合計 1556051Pkt [0.19GB])	0	1.0%
	通信料 メール (SMS) (他社宛)	6	1.0%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	1.0%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (4.67円 × 1.0.0%)	-467	1.0%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	1.0%
	その他 電話リレーサービス料	1	1.0%
	計	2,989	
	小計	2,989	
	課税対象額 計	2,989	
	課税対象1.0%	2,989	
	消費税等 計	298	
	消費税等1.0%	298	
	ご請求金額	3,287	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/>
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	ホームページ更新管理費、サポート (4月分)		
年 月 日	R7年4月30日	金 額	20,000 円

目 的	ホームページを通じて県議会議員としての情報発信をし、県政の報告、課題を県民の皆様幅広く発信する。												
使 途	ホームページ保守、管理、更新 (4月分)												
政務活動・ 県政との 関連性	県政・県議会の内容に関して、県民の皆様に関わりやすく報告し、県内の動向や、県政の課題を発信、提起し、幅広く県民の皆様からの意見を聞き取る。												
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>領 収 証</p> <p>小沼 秀朗 様 No. _____</p> <p>★ ¥ 20,000-</p> <p>但 ホームページ更新管理費 サポート費</p> <p>2023年4月30日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>収 入 印 紙</p> <p>コクヨ ウケ1097</p> </div> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>内訳</td> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税率</td> <td>金額(税抜・税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>%</td> <td>消費税額等</td> </tr> </table> <div style="text-align: right;"> <p>科 市 高 衛 所 印</p> <p>羽 川 印</p>  </div> </div>		内訳	税率	金額(税抜・税込)		%	消費税額等		税率	金額(税抜・税込)		%	消費税額等
内訳	税率	金額(税抜・税込)											
	%	消費税額等											
	税率	金額(税抜・税込)											
	%	消費税額等											

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,000 円	1/1 100%	20,000 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	人件費 (事務員雇用 4 月)		
年 月 日	令和 7 年 4 月 30 日	金 額	1,575 円

目 的	政務活動を補助する事務員を雇用
使 途	令和 7 年 4 月分給与 [REDACTED] R7 年 4 月 28 日 ~ R7 年 4 月 30 日
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 次頁以降の別添資料参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a-b)
後援会活動を含むため 1/2 に案分する	3,150 円	1/2	1,575 円
		50%	

給与 支払明細書

2025年 4月分

支給日 2025年4月30日

氏名	■■■■■ 殿
----	---------

出勤日	1日間	雇用時間	3時間	うち政務活動 業務時間	1.5時間
-----	-----	------	-----	----------------	-------

支給額	
時間給	1,050円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	3,150円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	96円
合計	96円

支給額	3,054円
うち政務活動支給額	1,575円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・小沼秀朗)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	人件費（事務員雇用 4 月）		
年 月 日	R7 年 4 月 30 日	金 額	31,500 円

目 的	政務活動を補助する事務員を雇用
使 途	令和 7 年 4 月分給与 ██████████ R7 年 4 月 1 日 ~ R7 年 4 月 30 日
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
<<領収書貼付枠>> 次頁以降の別添資料参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
雇用時間は全て政務活動にかかるものである	31,500 円	100%	31,500 円

給与 支払明細書

2025年 4月分

支給日 2025年4月30日

氏名	■■■■■	殿
----	-------	---

出勤日	5日間	雇用時間	30時間
-----	-----	------	------

支給額	
時間給	1,050円
割増時間給	円
通勤費	円
他	
合計	31,500円
控除額	
健康保険	
厚生年金	
所得税	964円
合計	964円

差引支給額	30,536円
政務活動支給額	31,500円

